

仕 様 書

1. 事業名

せとうちエリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり「ブランディングの確立」事業

2. 履行期間

契約締結の日～令和8年1月30日（金）

3. 事業の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という。）は、瀬戸内海を囲む7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）が合同してせとうちブランドを確立し、地域経済活性化や豊かな地域社会実現を目的としている。

そのためには、せとうちエリアの美しい景観や伝統文化、芸術、食など海外から選好される魅力ある観光地域づくりを促進し、旅行者等の来訪及び滞在の促進による地域活性化を図ることが必要である。

令和5年度、高付加価値旅行者の誘客に向け集中的な支援等を行う「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」（以下「モデル観光地事業」という。）に、観光庁から選定された。令和6年度にはせとうちエリアにおけるモデル観光地事業のマスタープランを作成した。同プランに基づき、機構ターゲットである英、仏、独、米、豪（以下、「欧米豪」という。）の高付加価値旅行者（ET層・SIT層）に対して訴求力のある観光コンテンツの選定・検証・ストーリー化を実施した。※21個の観光コンテンツを選定し、コンセプトサマリーを作成した。（21個の観光コンテンツ：別紙①）

本事業は令和6年度に続き、連携するせとうち7県の48市町と観光コンテンツの選定・検証・造成・磨き上げ・ストーリー化などを実施し、せとうちエリアへの誘客と地域への消費額増を図るものとする。

※ET層：Educated Traveler（異文化好奇心を持つ旅慣れた知的旅行者）

SIT層：Special Interest Traveler（特定の関心・趣味を目的とする旅行者）

4. 活動指針

機構が掲げるブランドコンセプトである「AUTHENTIC JAPAN：SETOUCHI（ありのままの日本の魅力はここにある。：せとうち）」の実現を強く意識し、参加自治体・48市町およびせとうちエリアにおける地域の事業者等と深く連携を図り、地域の魅力が伝わるよう、また地域への消費額を増やす点も留意し、観光コンテンツを選定・検証・造成磨き上げ、コンテンツサマリーなどを作成することとする。

5. 業務内容

上記の事業の目的・活動指針を踏まえ、以下（１）から（８）の業務を遂行すること。
後述するアウトプット及びアウトカムに示す数値の達成に向け、機構の承認の上、業務を実施すること。

※アウトプット及びアウトカムに関しては、業務ごとにより具体的な目標を分けて実現可能な企画、運営、提案とすること。また、機構が実施する他事業と連動を意識して、事業を推進すること。

※別紙１で４８市町一覧を確認すること。

（１）基本業務

業務活動計画、及び方法を提案し、事前に機構と協議の上、決定した後に遂行すること。活動計画の策定に当たっては、観光コンテンツの選定・検証・造成・磨き上げ、高付加価値層旅行者専門家による有識者ブラッシュアップセミナーの実施、外国人有識者２名による視察、参加自治体向けの報告会の実施などを具体的に示すとともに、アウトプット・アウトカムが見込めるような年間の具体的な活動量やスケジュール等を含めて提案すること。

（２）観光コンテンツの選定・検証・造成・磨き上げ

ターゲット層に知見を有する外国人有識者の意見を参考に下記手順を踏んで事業を実施すること。

<STEP 1 >

モデル観光地事業に参画しているせとうち７県の４８市町が提案した観光素材・観光コンテンツ（下記参照）をベースに選定・検証すること。

<https://setouchitourism.or.jp/ja/info/press-release-20240405/>

<https://setouchitourism.or.jp/ja/info/news20240917/>

また令和６年度の事業にて設定した下記選定基準をもとに選定・検証・造成・磨き上げなど実施すること。

- 日本らしさ
- オーセンティシティ（本物や本質を感じられるか）
- 日本人（地元の人）との交流
- 面白い体験・学びになる体験
- サステナビリティ
- ゲストが共感できるストーリー
- 本物の職人との特別な体験

○体験に基づく自己変容、より豊かな人生への視座獲得

○販売に向けての実現性

加えて上記観光素材・観光コンテンツに関して、令和6年度、有識者が評価した内容を参考に「販売実現の可能性が高いもの」「磨き上げが必要なもの」「その前段階で今後に期待するもの」など区分・分析すること。

※令和6年度事業において有識者が観光素材ごとに評価している資料について、委託事業者のみ開示することとする。

<STEP 2 >

48市町それぞれ2件以上、対象観光素材、観光コンテンツを選定すること。

上記観光素材・観光コンテンツ一覧に該当するものが無い場合、現地調査などを実施し、新たに選定すること。

また選定対象の中に機構が大事としている7つの柱の中の「サイクリング」「アート」の観光コンテンツを入れること。

さらに「サイクリング」「アート」に関して、令和6年度調査においてまとめた下記内容に留意して選定すること。

※調査内容詳細に関しては委託事業者のみ開示することとする。

●サイクリング

数時間から1日程度のツアーで、目的が下記①②となるコンテンツをせとうちエリアのサイクリングとしてコンテンツの造成・磨き上げ支援に取り組む。

① その土地の暮らしを知る（地域の歴史文化や自然、地域の方との触れ合い等）ことを目的としたサイクリングツアー。

② 観光地を中心に周辺エリアを巡ることを目的としたサイクリング（ガイド）ツアー。

●アート

① 職人や匠との交流を軸とした商品造成。

② せとうちエリアの自然が織りなす景色や歴史を背景とした伝統に、現代性を融合した新しい表現等。

※またサイクリングやアートの専門的に取り組んでいる有識者をこの事業に招請することが望ましい。

選定に関しては都度機構と協議し、合意の上で事業執行すること。

<STEP 3 >

選定後、検証・造成・磨き上げなどの支援を年間通して実施すること

※モデル観光地事業は令和9年度まで実施予定のため、それを見据え、検証・造成・

磨き上げなどの期間を短期・長期とそれぞれ対象を分けて支援を実施すること。

- (3) 高付加価値層旅行者専門家による有識者ブラッシュアップセミナーの実施
参加自治体48市町および事業者を対象としたターゲット層に知見を有する外国人有識者によるブラッシュアップセミナーを2回実施すること。
スケジュールに関して6月と9月の実施を想定。
また参加自治体48市町および事業者に観光コンテンツ造成取組みに関してレベル差が一定あるため、1回目は基礎的なもの、2回目は実践的なものと内容を変えて実施すること。

(4) 現地視察

(2) で選定・検証・造成・磨き上げ等実施した観光コンテンツを対象とし、ターゲット層に知見を有する外国人有識者2名による視察を実施すること。
外国人有識者は観光コンテンツの内容を評価し、必要に応じて磨き上げなど継続してフォローすること。

せとうちエリアの各県2日ずつ、対象市町の多い広島県・岡山県は3日（合計16日）の期間において、現地を視察すること。

また、スケジュールに関して上期と下期の2回に分けて実施すること。

(ア) 視察実施に関する調整

(1) 以下の手配及び費用負担を行うこと。

- ① 外国人有識者2名招請及び事前・事後の連絡調整に要する費用
- ② 有料道路等利用料・駐車料金
- ③ 視察施設等の体験料および入場料
- ④ 国内旅行傷害保険
- ⑤ その他手配及び費用負担が必要なもの

※本事業に関して機構分の旅費等に関しては機構側が負担することとする。

(2) 視察中の万一の事態や第三者に対する損害を補償すべき責に対し、対応可能な備えを事前に行うこと。

(3) 視察先の予約、宿泊施設等の視察許可の申請及び、入場料・体験料等の支払いに関して必要人数分行うこと。

(4) 上記を踏まえ、視察実施日の2週間前を目処に機構と協議、合意のうえ、行程詳細を決定すること。

(イ) 簡易レポート作成の実施

有識者2名による簡易レポートの作成を実施し、参加48市町および事業者に報告するとともに後記の実施報告書の中で取りまとめること。簡易レポート作成内容は機構と事前に調整すること。

(5) コンテンツサマリーおよびタリフの制作

(2) 及び(3)(4)を経て、最終的には25件の観光コンテンツを選定し、それらに対してまた令和6年度に作成したコンテンツサマリーを基準とし、ストーリー等を整理した写真付き英語版のコンテンツサマリーを作成すること。

(コンテンツサマリー見本：別紙②)

成果品仕様に関してはA4サイズ フルカラー PDFデータ納品
タリフに関しては英語、日本語で作成すること。

(タリフ見本：別紙③)

なお、コンテンツサマリーおよびタリフの提出期限は、令和8年1月30日とするが、視察後選定され次第、都度作成していくことが望ましい。

(6) 参加自治体向けの報告会の実施

モデル観光地事業に参加している48自治体に対して令和6年度同様にオンラインで報告会を2回実施すること。

※7月、10月の実施を想定

(7) 報告業務

ア 月例報告

毎月10日迄に前月実施した活動状況(観光コンテンツ選定・検証・造成情報等)を日本語で報告書を提出すること。また、必要に応じて事業進捗確認等の報告会を機構からの指示のもと対面またはオンラインで適宜実施すること。

なお、報告の提出にあたっては事前に機構と協議を行うこと。

イ 年間報告書

(ア) 提出物 事業実施報告書(A4判)1部、および電子データ

(イ) 提出場所 一般社団法人せとうち観光推進機構

(ウ) 提出期限 令和8年1月30日(金)

なお、報告書の作成にあたっては、以下について留意のこと。

- ・ 事前に担当職員の承認を受けること。
- ・ 事業実施状況等をわかり易く編集すること。
- ・ 事業実施による効果を調査し、取りまとめること。

(8) その他

(ア) 当事業に関する業務を円滑かつスピーディーに進めるため、よりシンプルな事業推進体制とすること。

(イ) 必要に応じて、機構事務所で打ち合わせを実施すること。

6. 目標

(1) アウトプットとして

(ア) 参加自治体ごとに2件以上対象観光コンテンツをピックアップ

(イ) 有識者2名による現地視察16回(各県2回)

※参加自治体の多い広島県・岡山県は3回

(ウ) 有識者による観光コンテンツブラッシュアップセミナーの実施2回

※6月・9月の実施を想定

(エ) 参加自治体への報告会の実施2回

※7月・10月の実施を想定

(2) アウトカムとして

観光コンテンツ選定・検証・造成・磨き上げなどを実施し、結果コンテンツサマリー・タリフを25件以上作成すること。

※各県3件程度を目安とする

7. 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、機構と協議の上、決定する。

また計画にあった項目が実施できなかった場合は、提出のあった見積書から、その費用を差し引いた額で変更契約することとする。

8. 物品の所有権

受託者が委託料から業務に必要な物品を調達した場合、契約期間の満了に伴い残存物品の所有権は機構に帰属するものとする。また、その処理については機構の指示に従うこと。

9. 第三者委託の禁止

(1) 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書により機構と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

(2) 前項の規定にかかわらず、印刷業務等については、その性格上、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により機構に事

前に報告するものとする。

10. 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (1) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て機構に帰属する。
- (2) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (4) 上記（1）（2）（3）の規定は、「9. 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

11. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、機構と別途協議の上、処理すること。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、適正に履行すること。
- (3) 機構は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (4) コロナ禍における感染防止による外出自粛等、業務の遂行に影響があるものについては、随時機構と協議の上、内容の一部変更・中止等の対応を取ること。
- (5) この事業は、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」に基づく事業であるため、内容等を事前に確認し、それに沿って提案・実施すること。

参考：観光庁ホームページ

https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/inbound_kaufuku/kofukakachi.html

（一社）せとうち観光推進機構

担当：田代

電話：082 - 836 - 3217